

名古屋市緑区キャラクター「みどりっち」着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市緑区キャラクター「みどりっち」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(着ぐるみ貸出の目的)

第2条 名古屋市緑区役所地域力推進課長（以下「管理者」という。）は、安心・安全で快適なまちづくり活動及び観光推進活動を始めとした緑区政の推進、緑区の PR のために着ぐるみを貸し出す。

(貸出の対象行事)

第3条 貸出しの対象行事は、次の各号のとおりとする。なお、営利を目的とする行事に対して着ぐるみの貸し出しは行わない。

- (1) 名古屋市又は名古屋市緑区役所の主催・共催行事
- (2) 安心・安全で快適なまちづくり活動及び観光推進活動を始めとした緑区政の推進、緑区の PR に寄与する行事
- (3) その他、管理者が適当と認める行事

(貸出の承諾)

第4条 着ぐるみの借受けを希望する者は（以下「借受希望者」という。）、管理者に対して、窓口、電話又は E メールで次の事項を添えて借受けを申し込み、その承諾を得なければならない。

- (1) 行事名
- (2) 行事の概要
- (3) 開催日時
- (4) みどりっちの種別
- (5) みどりっちの役割
- (6) 借受日時
- (7) 返却日時
- (8) 企業・団体名
- (9) 借受責任者名
- (10) 連絡先

2 借受希望者が前項の承諾を得た場合であっても、着ぐるみが著しく汚損又は故障するなどの状態に陥った場合、その補修等にかかる期間については、貸出を中止する。これにより借受希望者が被った損害等については、管理者は一切の責任を負わない。前条1号の規定により着ぐるみを貸し出すときも、同様とする。

3 管理者は、第1項の承諾に際し、条件を付することができる。

(借受誓約書)

第5条 着ぐるみを借り受ける者（以下「借受者」という。）は、名古屋市緑区キャラクター「みどりっち」着ぐるみ借受誓約書（第1号様式）に必要事項を記入の上、管理者に提出

しなければならない。

2 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名古屋市緑区役所の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げにならないこと
- (2) 法令若しくは公序良俗に反する使用をしないこと
- (3) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与えないこと
- (4) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者又は同条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
- (5) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと
- (6) 営業活動など、営利を目的とする活動には使用しないこと
- (7) 借受誓約書、緑区キャラクター「みどりっち」着ぐるみマニュアル、着ぐるみに入るにあたって記載の事項に従って使用すること
- (8) 借受誓約書記載のとおりを使用すること
- (9) その他、管理者が特に付した条件、指示に従って使用すること

（承諾の取り消し）

第 6 条 管理者は、借受者が前条第 2 項各号に定める事項を遵守しなかった場合、その貸出の承諾を取り消し、直ちに着ぐるみを返却させるとともに、以後の貸出は承諾しない。このとき、借受者に損害が生じて、管理者はその責めを負わない。

2 その他、管理者が着ぐるみの使用を不適当と認めたときも、前項と同様とする。

（貸出料）

第 7 条 貸出料は無料とする。

（原状復帰）

第 8 条 着ぐるみを破損又は汚損した場合、借受者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

（管理者の責任）

第 9 条 着ぐるみの使用により、借受者が被った損害又は借受者が第三者に与えた損害に対しては、名古屋市は一切の責任を負わない。

（その他）

第 10 条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

（附則）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。

（附則）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）

この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は、令和 7 年 3 月 3 1 日から施行する。